

学校法人朝日学園朝日塾小学校いじめ防止基本方針

令和6年11月5日

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

上記の考えに基づいて、朝日塾小学校の「いじめ防止基本方針」を策定した。

2 朝日塾小学校の「いじめ防止基本方針」

- (1) いじめの未然防止のための教育活動を推進する。
- (2) 早期発見へ努める。
- (3) 迅速な早期対応に努める。
- (4) 教育相談体制を充実させる。
- (5) 生徒指導体制を充実させる。
- (6) 校内研修を充実させる。

3 いじめ防止等の対策のための組織の設置

- (1) いじめ等児童間のトラブルの早期発見・相談のための「教育相談室」を設置する。また外部組織として「スクールカウンセラー」を委託し、毎週スクールカウンセリングを実施する。
- (2) いじめの未然防止は、正しい生活習慣を身につけさせることが重要との考えから「生徒指導部」を設置する。正しい生活習慣を徹底させるために、「生徒指導部」の中に、各学年の代表者からなる「生徒指導」組織を設置する。
- (3) いじめが発生した場合の対処機関として、教頭・学年主任・担任・生徒指導部長からなる臨時の生徒指導委員会を設置する。
- (4) いじめを未然に防ぐための機関として、教頭・生徒指導部・学年主任からなるいじめ防止委員会を設置する。

4 「いじめ防止基本方針」を具現化するための取り組み

未然防止の取り組みの基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進めていくことから始まるという考えのもと、「いじめ防止基本方針」を具現化するための取り組みを以下のように定めた。

(1) いじめの未然防止のための教育活動の推進。

いじめを防止するには、道徳性の育成と正しい生活習慣の定着、さらに児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育むことが必要であるとの考えから、下記の4つを重点目標とする。

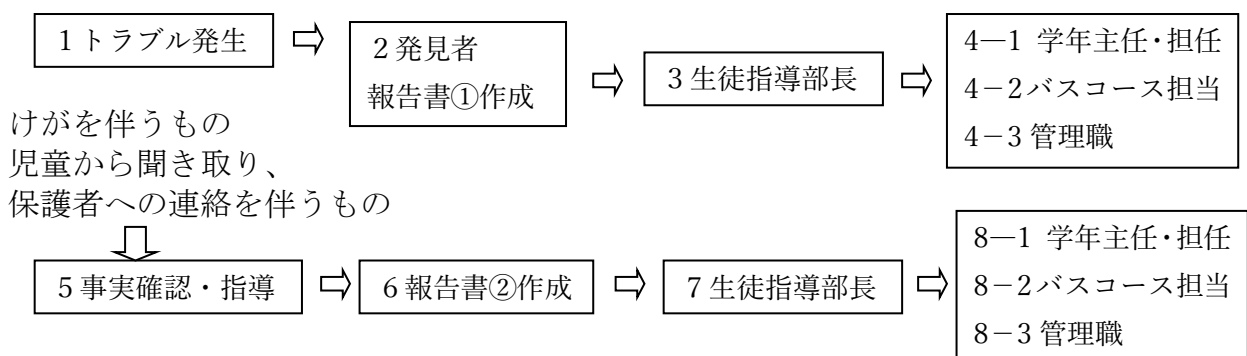
- ① 道徳性の育成・・・ありがとう月間、ありがとう運動、チャレンジカード、あったか言葉運動の実施。児童対象にチェックシートを4月と10月と1月に実施し、いじめは絶対に許されないという規範意識を形成する。道徳の授業の充実。
- ② マナーの徹底・・・児童が主体になってあいさつ運動、廊下歩行の徹底、身だしなみの徹底などを行う。
- ③ 掃除の徹底・・・教職員自ら掃除に取り組み、掃除の指導、徹底を図る。
- ④ 自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進
 - I 一人一人が活躍できる学習活動
 - ア 児童が主体的に取り組める学習活動の工夫。
 - イ 授業の中で児童のストレス、不安、不満を高めないように、わかる授業づくりを進める。すべての児童が参加、活躍できる授業を工夫する。
 - ウ 異学年交流
 - ・通学班の活動
 - ・交流給食
 - ・中等教育学校や幼稚園との交流
 - ・6年生の1年生への清掃
 - II 安心して自分を表現し、他者との考えの違いを理解し、違いの中に自分の存在意義を感じる自尊感情を育む教育活動を推進する。

(2) 早期発見への取り組み。

- ① 児童対象に生活アンケートを年2回実施し、生活の中での問題や悩みをつかみ、必要な指導を行って、問題の早期発見を図る。
- ② 児童用いじめチェックシートを年3回実施し、いじめの早期発見に努める。
- ③ 保護者対象にチェックシートを年3回実施し、学校と家庭が連携し、問題の早期発見に努める。
- ④ 毎月1回各学年の代表1名からなる生徒指導部会を開き、各学年でクラス集団の状況や気になる児童の情報交換、共通理解に努める。

(3) 迅速な早期対応への取り組み。

学校の内外でのいじめの芽となるトラブル発生後、発見者は、一両日中に「生徒指導報告書①」を早急に作成し、教職員全体の共通理解、共通認識に努める。その後、事実確認をした者、あるいは、指導を行った者が、「生徒指導報告書②」を作成する。いじめに対しては、学年団を中心に対応し、必要に応じて、教頭・学年主任・担任・生徒指導部長からなる生徒指導委員会を設置し、迅速に対応する。



(4) 教育相談体制の充実。

- ① 「教育相談室」を設置し、養護教諭と連携し、児童の問題や悩みの把握に努める。
- ② 毎週、スクールカウンセリングを実施し、問題や悩みを持つ児童が気軽に相談できる体制を作る。
- ③ 1学期に1回、2学期に1回、3学期に1回、学年団による個別の「教育相談」を実施する。その際、バスの中の様子も聞き、児童の問題や悩みの把握に努める。
- ④ 悩みを持つ児童は、希望する先生との教育相談を行うことができる体制を作る。

(5) 生徒指導体制の充実。

- ① 生徒指導部を設置し、子どもたちが生き生きと活動できる学校づくりに努める。
- ② 毎月1回、各学年の代表1名からなる生徒指導部会を開き、各学年で気になる児童の情報交換、共通理解に努め、指導にあたっては、学校全体の職員で取り組む。

(6) 校内研修の充実。

- ① 年2回、スクールカウンセラーと教職員の面談を実施する。
- ② 年1回、教職員対象の教育相談研修を実施する。
- ③ 年1回、教職員対象の人権教育の研修を実施する。
- ④ 年間を通して、授業に関する教職員研修を行い、児童の自尊感情を高める授業作りに努める。

5 いじめへの対処

教職員はいじめを発見し、または、児童・保護者から相談を受けた場合は、直ちに管理職に報告し、速やかに「生徒指導委員会」に報告し、組織的な対応を行う。指導に際しては、いじめを受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮のもとに、いじめを行った児童に対して毅然とした態度で指導を行う。また、すべての教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携した対応を行う。

(1) いじめを受けた児童や保護者への支援

教職員は、いじめを受けた児童から事実関係を聞き取り、「あなたを必ず守る」ことをはっきりと伝え、児童の個人情報やプライバシーに十分配慮し、以後の対応を行う。聞き取った内容は速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携した対応を行う。学校では、児童に寄り添った体制を構築し、いじめを受けた児童が安心して学校生活ができるように、必要に応じていじめを行った児童を別室で指導したり、出席停止制度を活用したりして落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

(2) いじめた児童への指導や保護者への対応

教職員は、いじめたとされる児童から事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、速やかにその保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携した対応を行う。指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体や財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。なお、いじめを行った児童の人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて孤立感・疎外感を与えないように一定の配慮のもと、特別な教育計画による指導のほか、学園本部と協議の上、出席停止や関係機関との連携による措置を行う。